

インドネシア⁽¹⁾における植民地支配と「近代経験」

—インドネシア国家原理とアダット法研究—

島田 弦

はじめに

本稿の目的は、東インド植民地においてオランダの実施したアダット (adat, 慣習) 法研究とオランダ植民地政策の関係を明らかにし、そのうえでヨーロッパの近代的諸価値へ植民地支配を通じて接触した東インド社会に、このアダット法研究がインドネシア民族主義と国家原理の基礎を提供したことを論証することにある。

そのため、1において東インド社会および民族主義運動と、西洋に由来する「近代」との関係について明らかにする。そして、2においてオランダによる東インドのアダット法研究の経過および内容を検討したのち、3において民族主義運動の一つの到達点であるインドネシア憲法制定過程へのアダット法研究の影響を論証する。

ところで、本稿においては「近代」という概念を、第一に西洋に登場した生産力の飛躍的に向上した経済 (近代経済システム)、第二に個人の自由平等に基礎づけられた民主主義・自由主義という政治的価値 (近代理念)、そして第三に一定の領土と国民、理念的にそれを代表し、かつ均一絶対的に統治する政府にもとづく国家の存在 (近代国民国家) から捉えることとする。

これら3つの要素は、欧米においては相互に因果関係にある。しかし、オランダに支配された東インドにおいては、第一および第二の要素と、第三の要素は緊張関係にある。なぜなら、植民地支配にあらがひ近代国民国家として独立を目指す民族主義は、獲得すべき独立国家の基礎を近代経済システムおよび近代理念から導かれる国民国家の理論的基礎、すなわち国民経済と社会契約に求めることはできなかつたからである。

「近代」から導かれるものとは異なる国家原理の探求にはさまざまなアプローチがあり得る。そのなかで本稿がオランダの実施した東インド・アダット法研究と、その背景にあるオランダの科学・政治思想に焦点を当てるのは次の理由による。第一に、民族主義の目標である独立インドネシアの領域は、客観的にはオランダ領東インド植民地という以外の歴史的母型をもたないからである。そして第二に、インドネシア国家を自覚した民族主義は、オランダによる教育を受けた原住民⁽²⁾ 青年、とりわけヨーロッパへの留学生によって担われていたからである⁽³⁾。

1 東インド社会と西洋近代

(1) 東インド社会と西洋近代の接触

近代経済システムに組み込まれることで東インド社会が変容するのは、19世紀にこれまでの貿易拠点の支配⁽⁴⁾とは異なる東インド植民地の領域的支配をオランダが確立したときからである⁽⁵⁾。当時、ナポレオン戦争とベルギー独立により疲弊したオランダにとって東インドの経済的重要性はきわめて大きかった。すなわち、何よりも東インドから経済的利益を獲得する必要があったのである。その政策の一つとして、1830年に東インド総督ボス Johannes van den Bosch の導入した商品作物の強制栽培制度 *kultuur-stelsel* が有名である。強制栽培制度は、ヨーロッパ市場と東インド農村を直結させ、近代経済システムに組み込んだ。そして、農村における社会機構および土地制度再編の原因となった⁽⁶⁾。

一方、ヨーロッパにおいて近代資本主義の発展を支えた個人の自由・平等という近代理念に、東インド社会の人びとが意識的に接するのは、1901年にオランダの開始した植民地の教育制度改革（倫理政策 *Ethischepolitiek*）が契機となった。

倫理政策には2つの背景があった。第一に、オランダ本国の世論、とりわけ強制栽培制度のような過酷な植民地政策に対するキリスト教的人道主義からの批判である⁽⁷⁾。

第二に、植民地行政における実務上の要請である。領域的な植民地支配は必然的に植民地行政機構を肥大化させた。しかし、オランダ人だけではこの巨大な行政機構の業務をまかなうことはできなかったのである。そのため、オランダ語を理解し植民地行政の一部を行なえるだけの技能を持った者を東インド原住民から調達する必要が生じていた。

この倫理政策の主たる内容は、東インド原住民への近代的教育、すなわちオランダ語による教育機会の付与であった。そして、すでに東インド各地に設置されていたヨーロッパ人学校への原住民子弟受け入れ、首都やオランダ本国での原住民子弟への大学教育が開始された。ただし、近代的教育の機会を付与されたのは、東インドの貴族・首長などごく限られた階層の子弟のみであった。

ただ少数とはいえオランダ人子弟と机を並べることとなった東インド原住民は、オランダ語を介しヨーロッパの歴史社会について学んだ。そして当然、彼らはそこで市民革命の歴史や人権、平等あるいは民主主義の理念を学んだ。

しかし、彼らにとっては美しい近代理念は意味のないものであった。なぜなら、倫理政策は原住民に対し、ヨーロッパ人と同等の自由平等、ましてや民族独立を認めるものでは全くなかったからである⁽⁸⁾。

(2) 近代教育と民族主義の誕生

上述のように倫理政策自体は、東インド原住民への近代理念の適用とは無縁であった。しかし、東インド原住民へのオランダ式教育付与それ自体からインドネシア民族主義は生まれることとなった。この過程を『想像の共同体』においてアンダーソンはつぎのように説明している [アンダーソン:199-207]。

「二つの言語を使いこなすということは、すなわち、ヨーロッパ国家語を経由して、もつとも広い意味での近代西欧文化、とくに19世紀に世界の他の地域で生み出されたナショナリズム、国民、国民国家のモデルを手に入れることができるということ」であった。また、「20世紀の植民地学校制度は、すでに長期にわたって存在していた役人の旅と並行する巡礼の旅を生み出した。「かれらは、さまざまの、そしておそらくかつては敵対していた土地からやってきた旅の同伴者、小学校では村々から、中学校、高校ではさまざまの民族言語集団出身の、そして首都の高等教育機関では植民地の全域からやってきた巡礼仲間と巡り会った。「こうしてかれらはみんな一緒にいる。ではかれらは一体なものなのか。これについて、オランダ人はきわめて明快だった。たとえ母語がなんであれ、かれらはインランデル〔inlander、原住民—引用者〕であり、それは手の施しようのないことであった。…インランデルは、色付けた植民地の境界線のなかにしか存在しなかった」。そして「いわば一種の沈殿作用によって、インランデルは——白人、オランダ人、中国人、アラブ人、日本人、『ネイティヴ』、『アンディジョーヌ』、『インディオ』、『土民』をつぎつぎと除いていって——その指示する意味内容がしだいに明確となり、そしてついには成熟したさなぎのように突然変態して『インドネシア人』という華麗な蝶となった」のである。

まさに、近代教育を受けた東インド原住民のエリートは、母語とオランダ語の二つの言語をもってオランダも含め近代に欧米の国々が獲得したナショナリズムを知り、巡礼の旅を通じ彼らもナショナリズムの担い手になりうる民族であることを確認した。

(3) インドネシア民族主義と近代

ヨーロッパにおいて近代国家の基礎となった近代経済や近代理念は、植民地支配下の東インド原住民には否定的意味合いをもっていた。なぜなら、近代経済システムは強制栽培制度による農村の疲弊に見られるように植民地からの経済的搾取の制度であったし、また同様に、個人の自由・平等に代表される近代理念は原住民たちにとっては、しばしば搾取を正当化するイデオロギーに過ぎなかったからである。

そのため、東インドにおける反植民地運動は近代的価値を否定する方向へと展開してきた。その方向の第一は、西洋による植民地支配においては劣ったものとみなされてきた伝統的価値、とりわけ東洋の伝統的価値を再評価するものであり、東インドにおいてはタマン・シスワ Taman Siswa 運動⁽⁹⁾に代表される。第二の方向は、社会主義・共産主義運動であり、インドネシア共産党⁽¹⁰⁾が代表的である。

もつとも、反植民地運動が具体的な独立、とくに一体としてのインドネシア国家独立を目指す民族主義運動となったとき、その中心を担ったのはアンダーソンのいう二つの言語を操り、巡礼の旅を経た原住民エリートたちであった。そして、留学生を中心とする原住民エリートたちは、オランダ本国などで高等教育を修め、オランダの学術・政治思想の影響を強く受けていた。

民族主義運動の目標とする独立インドネシアは、自らを支配するオランダと同じ近代国家、すなわち一定の領土と国民、そしてそれらを理念的に代表し、均一かつ絶対的に支配する政

府をもつ国家を意味していた。しかし他方、独立インドネシアの存在を妥当せしめる「国民」「領土」とは何か、そして、独立インドネシアの統治の基礎となる原理あるいは法体制は何かという問題が存在していた。

日本占領下の1945年6月に招集されたインドネシア独立準備調査会中の憲法制定をめぐる討論からは、この問いに対する主な意見はつぎのようなものであった。

第1に、独立後の初代大統領となる技師スカルノ Soekarno の主張である。スカルノは、個人の自由と国家の主権独立の原則との矛盾を指摘し、また自由主義を否定し、インドネシアの家族主義による人権の実質的保障を目指すことを主張した [Yamin, 1959: 287-298]。

第2は、初代副大統領となる経済学者ハッタ M. Hatta の主張である。ハッタはスカルノと同様に西洋の個人主義を批判した。しかし、ハッタはスカルノと異なり個人の自由を憲法的に保障することはインドネシア的家族主義と矛盾しないと主張した。その例証としてハッタは、ジャワや西スマトラの伝統を挙げた [Yamin, 1959: 299-300]。

第3は、弁護士ヤミン M. Yamin の主張である。ヤミンは個人の権利の保障と権力の制限を定めることは憲法の根本規定であるとし、立憲民主主義体制を主張した [Yamin, 1959: 331-332]。

第4は、初代司法大臣となる法学者スポモ Soepomo の主張である。スポモは、「統合国家」「家族主義国家」を主張し、国家と個人の対立を前提とする個人の権利、自由経済、議会制をすべて家族主義に矛盾する制度であるとして、憲法から排除することを主張した [Saafroedin et.al., 1995: 35]。

以上のように、ヤミンを除けば、インドネシア民族主義運動を指導した原住民エリートたちは、この問題について近代的諸価値を否定し、インドネシア的「伝統」に依拠して解答を試みてきた。

なかでも、スポモの主張した「統合国家」にもとづく国家・憲法理論は重要である。なぜなら、スポモの主張は、1945年の憲法制定過程において討論の中心となっただけでなく、独立後の憲法運用においても解釈原理として頻繁に言及されてきたからである。さらに、スポモはバタヴィア法科大学教授を務めるなど、東インドにおいてはもっとも有力な法学者⁽¹¹⁾であり、憲法起草にあたっては憲法起草小委員会委員長として、憲法本文の実質的起草者であり、その理論は憲法条文にも反映されていたからである⁽¹²⁾。

しかし、「伝統」に依拠した主張を詳細に分析していくと、それらはオランダを中心とする西洋の学術・政治思想の影響を強く受けたものである。スポモもその学問的系譜は、オランダ・ライデン大学のフォレンホーフエン C. van Vollenhoven を中心とするいわゆるアダット法学派の直系であり、その理論はオランダによる東インド・アダット法研究に依拠したものであった。

そこで以下、オランダによる東インド法研究の系譜をアダット法学派を軸にたどり、それがスポモの「統合国家」に継承されたことを論証することとする。

2 オランダによる東インド アダット法研究

(1) 植民地法体制

① オランダ法の概要

オランダによるアダット法研究をめぐる論争は、東インド社会の近代化と法をめぐる論争であった。そして社会と法の間をめぐる東インドにおける論争は、オランダ本国の社会と法をめぐる論争を背景としていた。そこでまず、そのような論争の背景を明らかにするため、オランダ本国の法体制⁽¹³⁾と、東インド植民地法体制についてその概要を記述する。

10世紀以前のオランダは、ほかのヨーロッパ諸地域と同様にゲルマン法、すなわち部族法、民間法そして慣習の世界であった。そして10世紀から16世紀頃までの封建時代に、封建諸侯や都市において慣習を記録した成文法が登場した。

15世紀になるとローマ法の影響が強まり、ライデン、フローニンゲン、ユトレヒトなどの大学においてローマ法の影響を受けた自然法学が中心となった。そして17世紀、グロティウスに代表されるローマン・ダッチ法学派が形成され、ローマン・ダッチ法は南アフリカ、ガイアナ、セイロンの法体制・司法行政に影響を与えた。オランダ国内においてローマ法は、貿易の盛んな西部諸州の財産・契約法として通用していたが、他の地域においてはもっぱら慣習法・諸侯法が法的需要を満たしていた。

オランダにおいて法の統一が達成されるのは19世紀である。1810年のナポレオン軍によるオランダ占領に伴い、オランダへフランス諸法典が導入され、1838年まで適用された。そして同年、民法、民事手続法、商法および刑事手続法についてフランス諸法典をモデルとした国民法典が施行された。刑法については、オランダ語訳されたフランスのコード・ペナルが引き続き適用されていた。また、オランダ本国における法典化にあわせ、1848年、東インド植民地においてもローマ法に代えて国民法典がヨーロッパ人に適用されることとなった。

したがって、19世紀のオランダ法学者(civilistes)の研究は、フランスの立法だけでなく、フランスの法学理論や判例法にまでもっぱら依拠するものであった。しかし、19世紀末頃に向け、ゲルマン法および歴史法学派への関心が徐々に高まっていった。このいわゆるオランダ歴史法学派は、法源として制定法を高く評価する19世紀オランダの支配的傾向に対し、慣習、すなわち時の経過により裏打ちされた法源の利点を強調することに貢献した。

オランダ歴史法学派の代表的人物は、ライデン大学法学部のオッペンハイム Jacques Oppenheim であった。そしてオッペンハイムは、アダット法学派の創始者であるフォレンホーフェンの教師として、彼に強い学問的影響を与えていた [Bourchier: 188]。

② 東インド植民地法体制

東インド植民地における法制度の顕著な特徴は、植民地住民を人種集団に区分し、それぞれの集団毎に異なった法体系を適用したことである。すなわち、ヨーロッパ人にはオランダ本国法に準拠する植民地政庁制定法、原住民にはアダット法、中国系・アラブ系・インド系

住民からなる外国系東洋人 *Vreemde Oosterlingen* についてはそれぞれのアダット法に加えて、一部に制定法を適用するという制度である。この制度は、1747年にオランダ東インド会社が貿易拠点外に居住する原住民に「土地の法」にもとづく裁判を受ける権利を認めたことにはじまり、1848年の統治規則 (*het Regeringsreglement*) により確立した⁽¹⁴⁾ [Hoebel=Schiller: 10]。

東インド植民地の法制度は、このような制定法と慣習法の並存を特徴としていたが、西洋法制度の導入による法制度の統一はたびたび試みられてきた。刑法に関しては、1848年に植民地政庁は、ジャワ島およびマドゥラ島においてアダット法に関わりなく適用される治安判事・刑事手続法を施行した [Hoebel=Schiller: 11-12]。また、1915年には植民地全住民に適用される統一刑法典 (*Wetboek van Strafrecht*) が制定された [Sonius: LX]⁽¹⁵⁾。

私法分野における法制度の統一も20世紀初頭から提案されてきたが、実現しなかった。この私法分野における統一の試みはつぎのようなものがあった。1904年の植民地私法の統一を可能とする統治基本法改正案 (*Idenburg 法案*) [Otto=Pompe: 245]。Idenburg 法案は、1906年の *van Idsinga* 修正により、土着法により有利な大幅修正がなされ公布されたが、結局施行されなかった [Sonius: XXXIX]。1920年の東インド原住民へのヨーロッパ所有権適用を目的とする法案 (*Pleyte 法案*) [Otto=Pompe: 245]。1920年のオランダ領東インド統一民法典草案 [Hoebel=Schiller: 12]。そして、1923年の東インド民法典草案 (*Cowan 草案*) である [Sonius: XXXIV]。

これらの法案・草案による植民地私法統一の試みを阻んだのが、アダット法学派であった。アダット法学派の強い反対の結果、1927年に東インド政庁は「その社会構造に適合しない法制度を人民に押しつけることは賢明ではない」として、制定法により東インド私法を西洋化し統一するすべての試みを放棄することを公式に発表するに至った [Prince: 174]。

この東インド植民地における、ヨーロッパ法導入による私法統一をめぐる対立の背景には、上に述べた19世紀末オランダにおいてはじまったフランス法にもとづく法典化をめぐる歴史法学論争があった [Burns, 1999: 291]。そして、オランダ歴史法学派が東インドにおいては主導権を握っていた⁽¹⁶⁾。

(2) 東インド植民地法研究の概要

次に、ライデン大学およびユトレヒト大学における東インド法研究の経過、そしてアダット法研究の系譜を記述する。

①ライデン大学東インド学部⁽¹⁷⁾

1876年、大学教育法改正でライデン大学法学部に東インド法講座が設置された。翌1877年には、王立植民地行政官養成機関が廃止され、そのスタッフがライデン大学へ移籍し、植民地行政官養成は大学教育に組み込まれた。

この時期のオランダにおける東インド法研究の関心は、植民地行政制度と並んで、イスラム法であった⁽¹⁸⁾。イスラム法が重視された背景には、東インドの土着法とは、イスラム法

の一部が地域的に変化したものであるというオランダの認識があった。

しかし、フォレンホーフエンは東インド土着法をイスラム法とみなすことに反対していた⁽¹⁹⁾。そのため、1901年にライデン大学イスラム法講座教授に就任したフォレンホーフエンは、ただちにその講座名をアダット法講座（正式にはオランダ海外領土国政・行政法および東インド・アダット法講座）と変更した。そしてこれ以降、フォレンホーフエンは東インド土着法がイスラム法とは別個の原理にもとづく法体系であることを膨大な社会調査の結果から論証してきた⁽²⁰⁾。

フォレンホーフエンは、東インド土着法を「アダット法 (Adatrecht)」と呼び、それを整理体系化し⁽²¹⁾、東インド社会においてアダット法を維持・保存していくことを主張した。

また1924年、東インドのバタヴィア（現在のジャカルタ）に、法科大学 (Rechtshogeschool) が設置され、フォレンホーフエンの教え子であるハール B. Ter Haar がアダット法講座教授に就任した。ハールは、アダット法とは「規則から結論される決定に基づく体系」[Soepomo, 1941: 7] であると考えていた。そのためハールは東インドのフィールドワーカーと連携し、各地でアダット法適用事例を収集し、アダット法研究を加速させることに貢献した [Adam: 3]。ハールのもとで西ジャワ地方の調査を行い、その後、バタヴィア法科大学のアダット法講座教授職を引き継いだのがライデン大学法学部で学んだスポモであった。

②ユトレヒト大学東インド学部

ユトレヒト大学東インド学部は、オランダで二番目の東インド学部として1925年に設立された。ユトレヒト大学東インド学部の特徴は、設立資金を東インド企業家評議会 (Ondernemersraad voor Nederlandsch-Indie) に参加するロイヤル・ダッチ・シェルなど大企業の寄付でまかなったことである。

ユトレヒト大学東インド学部の植民地史講座教授であり、またスポークスマンでもあったヘルトソン F.C. Gerretson は、この学部の意義を「ライデンの壁の内側へ、われわれの学派が平等に参加すべきであるということ、そして、その壁の内側には真の自由主義が欠けていたためである」と主張した [Gerretson, 1935: 20-21]。また、ユトレヒト大学東インド学部は、ライデン大学が「先験的あるいは非歴史的方法、慣習（あるいは慣習法）の過大評価、オランダの権威に対する攻撃、政府規則への反対などを通じ、既存の法的状況およびオランダ当局がその歴史的役割を果たしている方法への反対意見を示唆している」と批判した [Otto=Pompe: 245]。

植民地に利権を持つ大企業がスポンサーとなったことから伺えるように、同学部設立の目的とライデン大学への批判の背景はより現実的なところにあった。すなわち、ライデン大学を拠点とするアダット法学派が東インドへの西洋法適用を阻んできたために、植民地企業家、特にゴム・製糖産業経営者は原住民からヨーロッパ人への土地譲渡が認められないことに不満を持っていた [Otto=Pompe: 246]。そのため、別の東インド学部を作ることにより植民地の基幹行政官養成を独占するライデン大学東インド学部の影響力を削減しようという思惑があったのである。

(3) アダット法学の系譜

① フォレンホーフエンによるアダット法学の成立

フォレンホーフエンの体系化したアダット法学の重要な概念は「法共同体 rechtsgemeenschap」、「処分権 beschikkingsrecht」、そして「アダット法区域 adatrechtskring」である。

フォレンホーフエンは、法共同体を「a. 他とは区別された代表する権威と、b. それが管理する他とは区別された共同体財産（とりわけ、土地）を有しているという事実から、内部事項についての他から区別された法的自立性を引き出す組織された土着社会の構成的団体単位」[Vollenhoven, 1918d: 43] であると定義した。また、フォレンホーフエンは、処分権とは「構成員の利益のために、その領域内（処分領域 beschikkingsgebied）の土地、水、その他の資源を自由に利用管理し、また外部者を排除する法共同体の基本的権利」であり、「特定の共同体の成員であるということにより、個人または集団に付与された、他から区別され、多少とも個人化された使用者の諸権利全体の共同体的法源」と考えられるものであるとした [Vollenhoven, 1918d: 43-44]。その上で、フォレンホーフエンは、ある共同体の処分権を利用することのできる者の範囲を、法共同体の範囲であるとした。そして、この法共同体の成員がいかなる関係によって構成されているかを類型化（血縁、血縁と地縁の併用、地縁、自発的の社団、その他）し、それをもとに東インド諸島を地理的に概念される 19 のアダット法区域に分割した [Vollenhoven, 1918d: 44]。これがフォレンホーフエンのアダット法学の基本的構造である。

アダット法区域という概念に対しては、慣習法であるアダット法は法区域間だけでなく、すべての共同体毎に全く異なっているという反論が考えられる。これについてフォレンホーフエンは、類型化されたアダット法区域という概念は政策的利点を有しているとした。すなわち、彼は「もしそのようなバラエティがあるとすれば、調査および記述を行うこと、そしてそれを立法に役立てるということは全く希望のない取り組みになるであろう」とした [Vollenhoven, 1918d: 53]。

フォレンホーフエンのアダット法学のもう一つの問題点は、東インド植民地を地理的にアダット法区域に分割しているにもかかわらず、実際には法共同体と処分権に特徴づけられる「アダット法」の存在する範囲は、オランダ領東インド植民地と一致しないということである。これについて、フォレンホーフエンはそのような特徴を持つアダット法はイギリス領海峡植民地、イギリス領ボルネオ、ポルトガル領チモール、フィリピン、ニューギニア島、さらにはマダガスカルにも及ぶことを否定しなかった。しかし、フォレンホーフエンは、研究範囲の拡大は「他の植民地における西洋の影響および政府制定法を考慮しなければならないとすれば、ことはあまりに困難で複雑」になるとして、東インド植民地を研究範囲とすることは研究目的上の制約であるとした [Vollenhoven, 1918c: 34]。

② ハールによる実証主義的アダット法研究

フォレンホーフエンがアダット法研究の基礎を構築したあと、次の段階であるアダット法

の制度および機能を記述し、その背景となる社会的要素を明らかにする中心的役割を担ったのが、ハールであった [Soepomo, 1941: 5]。

ハールは、アダット法を「科学的に正確に定義された、したがって限定された用語法、そして規則から結論される決定にもとづく体系」と位置づけた [Soepomo, 1941: 7]。さらにハールはアダット法の規範をそれ以外の非法的慣習から区別する基準、あるいは非成文法成立の淵源を、任意の集団において権限を付与された役職者が「共同体、すなわち相互関連と相互定義による構造的結合および価値にもとづく直接的従属の中において、彼我の意見の相違を甘受するよう」命ずる決定に求めた [Soepomo, 1941: 9]。このアプローチは、フォレンホーフエンの主張したアダット法学⁽²²⁾をより実証主義的にするものである。

したがってハールの法政策上の関心は、アダット法を十分に理解することのできる裁判官を養成すること、そして、法共同体において行われているアダット法上の決定（村落司法 *dorpsrechtspraak*）を公的司法制度に反映させる制度構築であった [Soepomo, 1941: 10-11]。特に後者については、1935年規則（官報 102号）により、公的司法機関である原住民裁判所 *Landraad* 裁判官は、アダット法に関わる紛争について判決を下す場合、村落司法上の同種の決定に依拠することが義務づけられたほか、1938年には東インド植民地における最終審にあたる高等裁判所 *Raad van Justitie* に、アダット法上の紛争を専門的に受理する部門（第三室）が設置された。

③ スポモによるアダット法学と民族主義の結合

ハールは1941年の一時帰国中にナチス・ドイツの収容所において死亡した。彼の教授職を引き継いだスポモは、フォレンホーフエンやハールにより体系化されたアダット法学と、彼自身が深く関与していたインドネシア民族主義とを結合させる役割を担った⁽²³⁾。この点については、後に詳しく分析することとする。

(4) ライデン・ユトレヒト論争

フォレンホーフエンにより確立されたライデン大学を拠点とするアダット法学派は、法学理論においても、実務においても東インド植民地法政策に支配的な影響を及ぼしていた。このアダット法学派への反対勢力（制定法 *Staatsrecht* 学派）の拠点となったのが、1925年に設立されたユトレヒト大学東インド学部であった。

東インドの法と社会に関するライデン大学とユトレヒト大学の論争は必ずしも純粋に学問的といえるものではなかった。なぜなら、ユトレヒト大学東インド学部の創設資金を提供したロイヤル・ダッチ・シェルなど大企業やそれを支持した政治家の思惑は、いかに植民地からの経済的収奪を容易にするかだったからである。また、制定法学派がどれほど法の近代化を主張したとしても、当時の植民地行政においてそのような法政策を採用することは現実的ではなかったという状況もあった。[Otto=Pompe: 247]。

とはいえ、ライデン・ユトレヒト論争は「どの程度アダット法は尊重されなくてはならないのか、ということに関して根本的な問題を提起」[Otto=Pompe: 247] したものとして重要

であった。また、ユトレヒト大学による東インド社会の「発展」に関する問題提起は、——たとえそれが大企業の植民地における経済活動への便宜を背景としたものであっても——独立した現在のインドネシアにおいては切実なものである [Sonius: XXXVII]。

そこで次に、ライデン・ユトレヒト論争が提起した問題をインドネシア民族主義との関わりで明らかにするため、①民族主義の基礎となる統一の実体としての「インドネシア」概念とアダット法研究との関係、②アダット法の近代化への対応可能性、という問題について検討する。また、②の問題点はさらに、a. 西洋法はアダット法に優位すべきか、b. アダット法自体は発展の契機を内包しているか、という二つの要素を含んでいる。

①東インドの実体について

ユトレヒト大学東インド学部の東インド国制・アダット法講座教授であったネーデルブルフ I.A. Nederburgh は、東インドはオランダの著作物であり、分別をもって用いられるオランダの指導者としての優位性を欠くならば、著しく異なった諸人民から作り出されている東インドも存在し得ないと主張した [Nederburgh: 73]。

また、植民地史講座教授のヘルトソンは、東インド史とは植民地史と民族誌であり、東インドという単位は遙かな過去に由来する原国家が存在したことによる歴史的帰結ではない [Wolf: 316-317] とし、また「インドネシア国民 Indonesische Natie」を作り出すということは、その国民内の相違のために、混合体としての東インドは排除され、結果的に分離主義的にならざるを得ない [Gerretson: 15-16] とした。すなわち、ヘルトソンは東インドの存在は歴史的に正当化されたオランダの存在なくして考えることはできないし、植民地の自治は域内の文化経済的差異にもとづいてのみ実現しうる [Wolf: 311] と主張した。

ネーデルブルフやヘルトソンらの主張は、本国と植民地からなるネーデルランド王国 Koninkrijk der Nederlanden の維持を正当化し [Nederburgh: 71]、逆にインドネシア独立の正当性を否定する。

これに対してライデン大学の立場はどのようなものであったろうか。すでに述べたようにフォレンホーフエンは、アダット法研究の対象領域として東インドを設定する理由を研究目的上の制約であるとし、東インドの先植民地的実体については立場を明確にしていない。

しかし、フォレンホーフエンと同時期にライデン大学人類学講座教授であったヨング De Josselin de Jong は、東インド諸島を一つの「人類学調査フィールド」と定義し、オランダ植民地に先立つ何らかの一体性を東インドに想定した。ヨングの用いた「人類学調査フィールド」とは、「その文化が他から区別された民族学調査の対象を形成するのに十分な同質性と独自性を示し、同時に内部における比較調査を価値あるものとするに十分な地域的相違のニュアンスを示す人民を有する一定地域」 [Prager: 332] である。

東インドの一体性に関するこのような意見は、フォレンホーフエンにも共有されていたようである。例えば、1922年に政府の委託を受けフォレンホーフエンが起草した東インド基本法案は、当時の植民地大臣に「植民地に自治を与えず、アダット法への政府介入を極小化することを意図している」として拒否されている [Sonius: XXXV]。

ただし、フォレンホーフエンのアグット法学から帰結するのは、東インドの原住民とオランダ人がそれぞれの法制度を尊重しあう植民地の高度な自治に過ぎない。フォレンホーフエンが自治以上のインドネシアの完全なオランダからの分離を展望していたことはありそうもない [Sonius: XXXIX]。ヨングについても同様である [Prager: 335-336]。したがって、ライデン大学もユトレヒト大学も植民地の自治に関しては、その相違は程度の問題（高度な自治か一定の自治か）であった。アンダーソンが描写したような「劣ったインランデル」が羽化した「インドネシア人」民族主義にもとづく独立国家とは、なお質的に異なっていた。

むしろアグット法研究がインドネシア民族主義に与えた直接の貢献は、近代国民国家としてのインドネシアに国家・憲法原理として西洋近代の理念に代わるなにかを提供するかどうかであった。このアグット法研究と民族主義を理論的に架橋する役割を果たしたのがスポモである。

②国家・憲法原理としてのアグット法

a. 西洋法はアグット法に優位するか？

ユトレヒト大学東インド学部は、設立経緯を反映し、東インドにおいてアグット法の適用を制限し、それに代わり西洋法にもとづく制定法の適用範囲の拡大を主張した。

ネーデルブルフは、アグット法について「その著しい多様性、漠然性そして可変性」のために適用することが非常に困難であるし、また特殊な事件に関するアグット法上の諸決定から、一般的準則を導くことは困難とした。さらに、未開の人々の習慣は、受け入れることのできない帰結、すなわち統治規則の定める「公正と正義に関する一般に承認された原則」に反する帰結を導くので、そのような習慣にもとづく裁判は不当であるとした。したがって、彼によるとこのような場合、裁判官はオランダ法の諸概念に依拠する以外はない [Nederburgh: 74]。彼はまた、人種間交流と西洋の影響の増加、それに伴うアグット法の変化は「法律の意味において」より高位にある西洋法に基づく共通法に到達するとした [Nederburgh: 76]。

ユトレヒト大学東インド土地法講座教授のトレニテ G.J. Nolst Trenite も、東インドにおける未墾地取り扱いの問題から西洋法の優位を説明している。すなわち、トレニテによると開墾地においてはアグット法上の権利が保護される必要がある。しかし、未墾地においては「西洋の資本、西洋の労働力そして知性によってのみ喚起されうる経済的価値」が存在する [Trenite: 81]。そして、もし利用可能な未墾地がすべて（フォレンホーフエンの主張するような）アグット法上の排他的処分権に服しているという原則に拘束されるのであれば、（住民のそれを含んだ）いかなるより大きな一般の利益の適切な促進も不可能になる。このように述べ、彼は 1870 年土地法に規定された「自由な公有地」vrij domein 原則に基づき、東インドの未墾地には西洋所有権法が適用されなくてはならないと主張した [Trenite: 85]。

ライデン大学のアグット法学派は、このような西洋法はアグット法に優位するという制定法学派の主張を、制定法学派は西洋法の思考法に束縛されているものであると反論した。フォレンホーフエンは西洋法と東洋法を同じ枠組において考える必要性を主張し、アグット

法を劣ったものとみなすことは、すでに19世紀のドイツにおいてサヴィニが指摘した「法の有用性は、時代、場所そして人民に依存している」という教訓を忘れていると批判した[Vollenhoven, 1918b: 26]。ハールによる実証主義的アダット法研究として進められた地方慣習法調査、すなわち現に法的規範として適用されているアダット法調査も、このフォレンホーフエンの問題提起を引き受けたものであった。

西洋法に劣らない法体系としてのアダット法というフォレンホーフエンとハールの試みがそれ自体としてどの程度成功したのかは、より詳細な検討が必要である。しかし結局のところ、東インドにおいて「日常生活を規定する慣習法の強さ故に、植民地行政が土着住民を取り扱う場合にそれを無視することはほとんど不可能」[Otto=Pompe: 247]であったために、私法分野への全面的な西洋法導入の試みは放棄され、事実としてアダット法が維持されることとなった。

b. アダット法の発展の可能性

西洋法の優位性に関する主張とともに、制定法学派によるアダット法学派への重要な批判は、アダット法は現代においてもはや妥当しないということであった。

ネーデルブルフは、アダット法の利点とは「それらの他に良いものがないために、維持されなければならない」ような相対的利点に過ぎず[Straten: 213]、また「閉じられた共同体の時代はほとんどあらゆるところで過去のものとなっている」として、西洋法優位を前提とした抵触法の必要性を論じた[Sonius: XXXVI]。

フォレンホーフエンもアダット法が伝統的共同体を西洋の影響から完全に防御し得ないことは認めていた。フォレンホーフエンによると「伝統的アダット法は、人々に十分な保護を与えない。アダット法の将来は、その功利主義的価値、発展能力、そしてそれらが付与する抵抗力に依存」[Sonius: XXXVI]している。ここで重要なことは、フォレンホーフエンはアダット法が変化するものと考え、またその変化は土着制度の中から生じると考えていたことである。すなわち、「アダットの指導者は、かすかに現れてくる変化に目を閉ざすことはできない。そして、彼らの調停的役割の性質こそ、新しい必要と欲求を徐々に実現するすばらしい機会を彼らに提供する」し、またアダットの指導者が保守的である場合においても「部下との協議は解決を提供する」[Vollenhoven, 1931a: 227-228]に違いないということである。また、西洋の影響についても「西洋的価値への接近を閉ざす必要はない。逆に東洋的概念を豊かにするためにそれらは輸入されなくてはならない。しかし、われわれの便宜に資するための強制的な西洋化は、東洋社会における無秩序とわれわれ自身の挫折を招くだけである」[Sonius: LXI-LXII]として、フォレンホーフエンはアダット法の内発的発展を期待した。

しかし、フォレンホーフエンは植民地における急速な近代化の影響を過小評価する一方で、アダット法の抵抗力を過大評価していたように見える[Sonius: XXXVIII]。このようなアダット法の過大評価は、特にインドネシアの独立後、意図的なアダット法保護政策がインドネシアにおける多くの発展の機会を否定してきたという批判にさらされることとなった。

3 インドネシア憲法制定過程におけるアダット法研究の影響

前節において見てきたように、ライデン大学を拠点とするアダット法研究は、第一に東インド全域において一定の類似性をもったアダット法が観察できること、第二にアダット法は西洋法に対抗しうる法体系を形成していること、そして第三にアダット法は近代化の過程においてもなお内発的発展の可能性を有すること、を主張してきた。その主張は、理論的には詳細に検討する余地があるが、現実的にはオランダが東インドにおける私法統一の試みを放棄したことにより成功した。

それでは、このようなアダット法研究とインドネシア民族主義とはどのような関係に立つのか。1941年に行なわれたスポモのバタヴィア法科大学教授就任演説「アダット法における個人と社会の関係」は、アダット法研究とインドネシア民族主義とがどのように架橋されるかを示している。この演説の中で、スポモはまず「アダット法においては、人はすべての関係から孤立し、自由で、自己利益にのみ傾倒する個人ではなく、第一に社会の一員である」[Soepomo, 1951] という命題を示した。そして、スポモは、東インド全域において、またさまざまな私法分野⁽²⁴⁾においてこのアダット法の命題が妥当すると主張した。また、経済構造の変化によっても、アダット法の集団的精神は失われていない [Soepomo, 1951: 16] と主張した。

フォレンホーフェンは、アダット法区域毎に異なった法共同体の編成原理があることを指摘していたが、スポモは、アダット法区域とはアダット法に関する共通命題のバリエーションとみなした。このアダット法研究に関する論理の力点の移動が、インドネシア民族主義に正当性を与えるためには重要であった。この操作によって、オランダの行ったアダット法研究の成果は、スポモにとって、一つの統一的実体であるインドネシアの民族主義の客観的基礎を提供した。また、さらに植民地原住民にとり否定的な意味を持つ西洋由来の「近代」に代わる、またそれ自身、将来における変化を吸収しながら発展する可能性を有する国家原理、憲法原理を示唆することとなった。

スポモはこのような論理過程をたどり、「統合国家」という国家原理を主張するに至った。「統合国家」という概念は、日本軍政下の1945年に招集されたインドネシア独立準備調査会の討議において、スポモが明らかにしたもので [Saafroedin et.al.: 35]、近代思想に特徴的な国家対個人の二元的対立の否定を立脚点とするものである。そして、スポモの提唱した「統合国家」は、アダット法学派によって東インドの伝統的地域共同体において機能している規範として体系化されたアダット法原理を、独立国であるインドネシア全領域に共通する民族的特質として、国家レベルに適用しようとする試みに他ならない。

このことこそインドネシア独立を準備するための憲法制定過程において、スポモの唱える「統合国家」が中心的な位置を占めることができた理由である。すなわち「統合国家」は、インドネシア民族主義運動および憲法制定過程において、ほぼ共有されていた反自由主義、反個人主義的思潮を、インドネシア的特質をもっとも徹底することによって構成した概念であったが故に、また東インドにおける宗教的、民族的相違を超えて共有し得る概念であった

が故に、議論の中心となり得たからである⁽²⁵⁾。したがって、すでに述べたように、憲法による権力制約の必要性を引きながら、反個人主義と個人の自由の憲法的保障の整合性を論じたハッタにしても、個人の自由と国家の主権独立の矛盾を説き、個人主義とは反対の家族主義と社会正義による人権の実質的保障を主張したスカルノにしても、それが「統合国家」とどのような関係にあるかが論点となった。これは、近代西洋型の立憲民主主義を主張したヤミンが憲法制定過程の議論においてはほとんど顧みられなかったのとは対照的である。

おわりに

以上、オランダによるアダット法研究が、インドネシア民族主義運動と憲法制定過程に与えてきた影響を明らかにしてきた。しかし、「近代」に代替する国家・憲法原理を提供するものとしてアダット法研究を利用したことは、近代的発展を目指すインドネシアにおいては次のような矛盾もはらんでいる。

第一に、アダット法研究の成果を、「インドネシア的」なものとして国家・憲法原理に取り入れるということは、伝統的共同体の組織規範であったアダット法を国家レベルの組織規範に拡大することを意味していた。このことは、国家がアダット法上の処分権の保有者となり、結局は伝統的地域共同体のもつアダット法上の諸権利を理論的に弱めることを意味している⁽²⁶⁾。

第二に、独立後のインドネシアが追求してきた開発主義との関係においては、伝統的共同体のもつアダット法上の諸権利は従属的なものとみなされてきている。かつて、制定法学派が「公正と正義に関する一般に承認された原則」に依拠して、アダット法を制限しようと試みた役回りを、現在は開発主義が演じている⁽²⁷⁾。

第三には、アダット法自体の保守的性質に起因する問題である。すなわち、アダット法に依拠することは既存の社会関係を固定化することを意味し⁽²⁸⁾、インドネシア独立運動において掲げられた抑圧された人民の解放というスローガンとは矛盾する状況をもたらした。

これらの問題を現在のインドネシアの法制度に位置づけて分析することは今後の課題である。

引用文献

- Adam, L. [1948], *Method and Forms of Investigating and Recording of Native Customary Law in the Netherlands East Indies before the War*, Afrika-Instituut (Type script), Leiden.
- Bourchier, David [1999], 'Positivism and Romanticism in Indonesian Legal Thought', in Timothy Lindsey ed., *Indonesia: Law and Society*, Federation Press, Sydney, 1999, pp.186-199.
- Burns, Peter [1989], 'The Myth of Adat', *Journal of Legal Pluralism*, n. 28, 1989, pp.1-127.
- Burns, Peter [1999], *The Leiden Legacy: Concept of Law in Indonesia*, Pradnya Paramita, Jakarta.
- Fitzpatrick, Daniel [1999], 'Beyond Dualism: Land Acquisition and Law in Indonesia', in Timothy Lindsey, *Indonesia: Law and Society*, Federation Press, Sydney, 1999, pp.74-96.
- Gerretson, C. [1935], 'De rijkseenheid bedreigd... en verzuimd', in *Gedenkboek: Uitgeveventer gelegenheid van het tweed*

- lustrum der Utrechtsche Indologen Vereeniging, Utrecht, 1935, blz.11-24.
- Haar, B. Ter [1950], 'Western Influence on the Law of the Native Population', in Supomo ed., *Verzamelde Geschigten van Mr. B. ter Haar Bzn in Leven Hoogeleraar te Djakarta*, 1ste Deel, Noordhoff Kolff, Jakarta, 1950, blz.416-428.
- Haverfield, Rachel [1999], 'Hak Ulayat and the State: Land Reform in Indonesia', in Timothy Lindsey ed., *Indonesia: Law and Society*, Federation Press, Sydney, 1999, pp.42-73.
- Hoebel, E. Adamson & Schiller, A. Arthur [1948], 'Introduction', in B. Ter Haar (Hoebel & Schiller trans.), *Adat Law in Indonesia*, Institute of Pacific Relations, New York, 1948.
- Kunst, A.J.M. [1978], 'Legal History', in D.C. Fokkem, J.M.J. Chorus, E.H. Hondius & E. Ch. Lisser eds., *Introduction to Dutch Law for Foreign Lawyers*, Kluwer, Deventer, 1978, pp.5-12.
- Nederburgh, I.A. [1935], "Indisch Staatsrecht en Adatrecht", in *Gedenkboek: Uitgeveenter gelegenheid van het tweed lustrum der Utrechtsche Indologen Vereeniging*, Utrecht, 1935, blz.70-76.
- Otto, J.M. & Pompe, S. [1989], *The Legal Oriental Connection*, Van Vollenhoven Institute Publivation Series, Leiden.
- Prager, Michael [1999], 'Crossing borders, healing wounds: Leiden anthropology and the colonial encounter (1917-1949)', in Jan van Bremen and Akitoshi Shimizu eds., *Anthropology and Colonialism in Asia and Oceania*, Curzon, 1999, pp.326-361.
- Prince, Jan [1960], 'The Study of <Adatrecht> (Adatlaw): The Work of Van Vollenhoven and his disciples', *extrait de la redaction des coutmes dans le passé et dans present Colloque des 16-17 mai 1960*, Editions de l'Institute de Sociologie, Bruxelles.
- Saafoedin Bahar, Ananda B. Kusuma, & Nannie Hudawati eds. [1995], *Risalah Sidang Badan Penyelidik Usaha-usaha Persiapan Kemerdekaan Indonesia (BPUPKI) Panitia Persiapan Kemerdekaan Indonesia (PPKI): 28 Mei 1945 - 22 Agustus 1945*, edisi III, Sekretariat Negara Republik Indonesia, Jakarta, 1995.
- Soegito, A.T. [1979/1980], Prof. Mr. Dr. R. Supomo, Departmen Pendidikan dan Kebudayaan, Jakarta.
- Soepomo [1941], 'Prof. Mr. B. ter Haar Bzn.', *Het Indisch Tijdschrift van het Recht*, deel 154 af. 1-1941, blz.5-15.
- Soepomo [1951], *Hubungan Individu dan Masyarakat dalam Hukum Adat*, Pradnya Paramita, Jakarta.
- Sonius, H.W.J. [1981], 'Introduction', in J.F. Holleman ed., *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law*, Martinus Nijhoff, The Hague, 1981.
- Straten [1935], 'Utrecht en Adatrecht', *Koloniaal Tijdschrift*, deel 25, 1935, blz.210-214.
- Trenité, Nolst [1935], 'De Utrechtsche Faculteid en het Nederl. - Indisch Agrarisch Recht', in *Gedenkboek: Uitgeveenter gelegenheid van het tweed lustrum der Utrechtsche Indologen Vereeniging*, Utrecht, 1935, blz.77-86.
- Vollenhoven, C. van [1918a] (J.F. Holleman trans.), 'Adat, Adat Law, Native Law', in J.F. Holleman ed., *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië* (volume I, 1918; volume II, 1931), Martinius Nijhoff, the Hague, 1981, pp.1-6.
- Vollenhoven, C. van [1918b] (J.F. Holleman trans.), 'The Element of Adat Law', in J.F. Holleman ed., *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië* (volume I, 1918; volume II, 1931), Martinius Nijhoff, the Hague, 1981, pp.7-23).
- Vollenhoven, C. van [1918c] (J.F. Holleman trans.), 'The Study of Adat Law', in J.F. Holleman ed., *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië* (volume I, 1918; volume II, 1931), Martinius Nijhoff, the Hague, 1981, pp.24-40.
- Vollenhoven, C. van [1918d] (J.F. Holleman trans.), 'Law Areas' (in J.F. Holleman ed., *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië* (volume I, 1918; volume II, 1931), Martinius Nijhoff, the Hague, 1981, pp.40-53).
- Vollenhoven, C. van [1931a] (J.F. Holleman trans.), 'The Maintenance and Development of Indonesian Adat Law', in J.F.

- Holleman ed., Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië (volume I, 1918; volume II, 1931), Martiunus Nijhoff, the Hague, 1981, pp.212-259.
- Vollenhoven, C. van [1931b] (J.F. Holleman trans.), 'Epilogue', in J.F. Holleman ed., Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: Selections from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië (volume I, 1918; volume II, 1931), Martiunus Nijhoff, the Hague, 1981, pp.260-261.
- Westra, H.[1935], 'De geschiedenis van de Vereenigde Faculteiten der Rechtgeleerdheid en der Letteren en Wijsbegeerte', in Gedenkboek: Uitgeveventer gelegenheid van het tweed lustrum der Utrechtsche Indologen Vereeniging, Utrecht, 1935, blz.87-93.
- Wolf, Jan de [1999], 'Colonial ideologies and ethnological discourse: A comparison of the united faculties at Leiden and Utrecht', in Jan van Bremen and Akitoshi Shimizu eds., Anthropology and Colonialism in Asia and Oceania, Curzon, 1999, pp307-325.
- Yamin, M. ed. [1959], Naskah Persiapan Undang-undang Dasar 1945, jilid.1, Jajasan Prapantja, Jakarta.
- Yusril Ihza Mahendra [1996], Dinamika Tatanegara Indonesia, Gema Insani Press, Jakarta.
- アンダーソン、ベネディクト [1978] (白石隆・白石さや訳)『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』リブロ。
- 永積昭 [1980]『インドネシア民族意識の形成』東京大学出版会。
- 永積昭 [2000]『オランダ東インド会社』講談社学術文庫。
- 増田与 [1966]『インドネシア』岩波新書。
- 土屋健治 [1994]『インドネシア：思想の系譜』勁草書房。

注

- (1) 本稿は、1945年8月17日の独立宣言前のオランダ領東インド植民地領域を「東インド」と表記し、独立宣言後のインドネシア共和国領域を「インドネシア」として表記する。東インドとインドネシアは、地理的にはほぼ一致する領域である。ただし、東インド全体のインドネシア国家としての独立を目指す民族主義の文脈においては「インドネシア」を用いる。
- (2) 本項において用いる「原住民」とは、オランダ語の inlander、あるいはインドネシア語の pribumi の訳である。筆者は「原住民」という語のもつ否定的含意を十分に認識するが、ほかに適切な訳語がないためこの語を用いることとする。
- (3) バウチャーは「インドネシアの法思想はその重要概念のほとんどをオランダ法から引いている。植民地においては、一転して国制に関するオランダの学識は、ドイツ、とりわけ法哲学に関する膨大なドイツ語文献に負っていた」とする。[Bourchier: 187]
- (4) オランダ武装商船が東インドに初めて到達したのは1599年である。その後、オランダは東インド会社を通じ、この地域で対欧州貿易を独占していく。とはいえ、東インド会社の存在は、同地域においてすでに行われてた中国と西アジアをつなぐ世界史上でも有数の大規模な貿易活動の一部へ参入したに過ぎなかった。したがって、まだ近代経済システムが東インド社会構造を変容させるには至っていなかった。
- (5) オランダ東インド会社は18世紀半ばから土着国家の内紛に介入し領域的支配を拡大してきた。1799年の東インド会社解散後（〔永積、2000：245-246〕を参照）、イギリスのジャワ島占領を経て、ナポレオン戦争を処理するパリ条約（1816年）により東南アジア島嶼域における英蘭の植民地領域が確定した。すなわち、マラッカ海峡領域の植民地境界（スマトラ島をオランダ領、マレー半島をイギリス領とする）、ボルネオ島の分割（北部をイギリス領とする）が確定した。
- (6) 強制栽培制度は1870年までに廃止された。しかし、続く民間プランテーションの拡大は東インド社会

のヨーロッパへの従属をさらに深めた。

- (7) 東インド植民地の司法官僚であったデーフェンテル C. Th. Deventer は、1899 年、オランダの雑誌『ヒップズ de Gids』に「名誉の負債 (Een Eereschuld)」と題する論文を寄稿した。そこで彼は、植民地支配により東インド社会から不当な利益を搾取したオランダは、この負債を返還するため東インド原住民の福祉向上にとり組む崇高な義務 (名誉の負債) を負うと主張した。彼は、1867 年から 1877 年の間に、オランダは東インドから一億 8700 万ギルダールの利益を不当に搾取したと試算した。[Sonius, 1981: XXXIII]
- (8) それが端的に表れたのは 1913 年のことである。この年、本国のフランス支配解放 100 年を祝う植民地政庁は、東インド住民に対しても祝賀行事への参加を強制した。これに対し民族主義者スワルディ Suwardi Suryaningrat は「もし私がオランダ人であったなら」という論説において、この矛盾を批判した。結局、植民地政庁は彼を追放刑に処することでこの批判に応えたのである。[永積、1980: 144-147]
- (9) 1922 年にスワルディが開始した教育運動。近代教育は労働者育成教育であると批判し、伝統的教育システムによる精神の十全な開花を目指した。[土屋: 181-182]
- (10) 1920 年 5 月に、インド社会民主同盟がインドネシア共産党と改称し、アジア初の共産党が誕生した。[増田: 24]
- (11) 「インドネシア群島の諸社会に存在する『理想とされる像』をもっともよく知る専門家」[Yusril, 1996: 4]
- (12) また、スポモは 1945 年の独立憲法に続く、1949 年のインドネシア共和国連邦憲法と 1950 年のインドネシア共和国暫定憲法においても一貫して起草責任者であった。
- (13) 以下のオランダ法に関する記述は [Kunst: 5-11] を参照した。
- (14) ただし、原住民と外国系東洋人は、自己の意思によりヨーロッパ法の適用を求めることが認められていた。
- (15) 統一刑法典に先行し、1866 年に植民地に居住するヨーロッパ人に適用する植民地刑法典が [Hoebel=Schiller: 11] が、また 1872 年には原住民に適用する刑法典 [Vollenhoven, 1918b: 16] が施行された。
- (16) 「サヴィニの歴史学派は、世界中でインドネシアにおいてもっとも継続的な影響を与えた」[Bourchier: 187-189]
- (17) 東インド土着法を含む植民地社会研究のさきがけは、植民地行政官養成機関にはじまる。オランダの植民地行政官養成機関は、1832 年に中部ジャワのソロ Solo に養成コースが設置された後、1836 年にはオランダ南部のブレダ Breda にも設置された [Prager: 330]。そして、1842 年にオランダのデルフトの王立アカデミーに王立機関 Rijksinstelling が設置されたことで、植民地行政官養成の中心はオランダ本国に移る。さらに 1864 年にデルフトの機関がライデンに移転して以降 [Prager: 330]、今日にいたるまでライデンはオランダにおける東インド研究の中心地となっている。
- (18) [Otto=Pompe: 230-236] は、1849 年から 1901 年までのオランダにおける東インド法・行政にかんする博士学位論文を紹介している。
- (19) [Vollenhoven, 1918b: 8, 22] を参照。この点についてはハールも同じ立場をとっていた [Haar: 418]
- (20) 東インド土着法からイスラム法の要素をも除去しようとしたフォレンホーフェンの立場には、ドイツ・ロマン主義においてローマの要素も排除しようとしたグリム兄弟らのゲルマン主義の流れを継承した師 オッペンハイムの影響があった。[Bourchier: 188]
- (21) 1909 年にライデン大学付設の王立言語学・民族誌学研究所 (Koninklijk Instituut voor Taal-, Land-en Volkenkunde, KITLV) に設置されたアダット法委員会 Adatrechtsbundel がアダット法の整理を担当した。また、1917 年にアダット法委員会を財政的に支えるためにアダット法財団 Adatrechtstichting も設置された。
- (22) フォレンホーフェンはアダット法と西洋法の対比および法源について「東洋の諸法制度は、西洋法との共通枠組において考えられなければならない。他方において、これらの法制度を民衆の慣習および信仰

から引き離すことは明らかに不可能である」とした。[Vollenhoven, 1918a: 3]

- (23) スポモはオランダ留学中、すでに民族主義を明確にしていた留学生組織であるインドネシア協会 Perhimpunan Indonesia に参加し、帰国後は裁判官・大学教授を務めながら民族主義組織ブディ・ウトモ Budi Utomo に参加しその急進化の一翼を担っていた [Soegito, 1979/1980: 27]
- (24) スポモは、東インド各地域の相続法、婚姻法、家族・親族法、契約法について演説の中で検証している。[Soepomo, 1951: 17-28]
- (25) 「アダットは、インドネシア社会に適合しない外来物であるオランダ植民地主義の法と制度に対置し得るインドネシア的性格の純粋な表現として、独立闘争において民族主義者たちにとって強力なイデオロギー的武器であった」[Haverfield: 50]。「イスラムは、すべての民族主義者の必要を満足するものではなかった。…必要とされていたのは、オランダ植民地全領域におよぶ別の概念であった。…大概、そのイデオロギー的隔たりは、アダット神話によって埋められた」[Burns, 1989: 2]
- (26) 「このことは、これに関する共同体的権原を『国民のウラヤット権〔特に土地に対するアダット法上共同体が有する権利—引用者〕』を作ることにより、逆説的に抹消してしまうことを許した」[Haverfield: 51]
- (27) 「共同体的なアダット権原をインドネシアにおいて本当に認めることは、政府の開発計画を妨害するとインドネシアにおいては広く考えられている」[Haverfield: 51]、「法の統一に関する公的な見解は、公正で繁栄する社会の発展を妨害しないアダット法に基づかなければならない」[Fitzpatrick: 75]
- (28) [増田: 135] は「判決は、オランダ人テル・ハールの「慣習法」という本の記述にしたがって、小作地とりあげの権利があることを確定してラマダンをなぐさめた。…農民たちは“慣習法”というものは、地主と裁判官と植民地主義者の道具であるということをはっきりと知らされた」というエピソードを紹介している。

研究会全国総会記事

「社会体制と法」研究会 2004 年度研究会全国総会

2004 年 6 月 4 日 (金) 金沢大学サテライト・プラザ

第 1 部 アジアの植民地における「近代経験と法」

- 【報告】 島田弦 (日本学術振興会) インドネシアにおける植民地支配と「近代経験」
 國分典子 (愛知県立大学) 韓国憲法思想における「近代経験」

第 2 部 「社会体制と法」の理論構築に向けて

- 【報告】 水林彪 (東京都立大学) 「社会体制と法」の歴史理論—『近代経験』と体制
 転換』の歴史的パースペクティブ

コメント 小森田秋夫 (東京大学)、鮎京正訓 (名古屋大学)

まとめ 高見澤磨 (東京大学)